

## JA からお客様へのお願い

## 1 「氏名変更のお知らせ」のご提示について

国民年金や厚生年金等の受け取り口座の名義を新しいフリガナに変更する必要がある方には、日本年金機構から「氏名変更のお知らせ」をお送りしています。<sup>1</sup>

このお知らせは、お客様が市区町村に届け出た新しいフリガナが戸籍や住民票に記載された後に、変更が必要なタイミングで日本年金機構から送付されます。

法改正の趣旨をふまえて、また日本年金機構から振込が届くように「氏名変更のお知らせ」に記載されている新しいフリガナに合せて確実に変更する必要があります。恐れ入りますが、「氏名変更のお知らせ」をご提示のうえ、受け取り口座のカナ氏名の変更のお手続きをお願いします。

## 2 行政機関や民間企業等に登録した口座名義のご確認について

日本年金機構の年金の受け取り口座のカナ氏名の変更が行われますと、日本年金機構の年金以外の行政機関や民間企業等の振込について、口座名義の相違等により、この口座での受取ができなくなる場合があります。

お手数をおかけいたしますが、金融機関の受け取り口座のカナ氏名を変更された方につきましては、行政機関や民間企業等に届出されている現在のフリガナをご確認いただき、変更後のカナ氏名と相違がある場合には、行政機関や民間企業等に変更後のフリガナを申請いただきますようお願いします。

なお、行政機関や民間企業等に申請したフリガナの変更に時間がかかる等の理由により、その間の振込等が入金されるか心配される場合には、変更前のフリガナで振り込まれた場合でも入金できるように、JAバンクでは変更前のカナ氏名を追加で登録（複名義登録）することができます。複名義として登録されると、振込が変更前・変更後のいずれのフリガナで行われたとしても入金が可能になります。

複名義の登録をご希望される場合には、窓口にてご相談ください。

JA あさか野

<sup>1</sup> ご参考（年金機構資料）：資料2\_年金受給者の皆様へ、資料3\_氏名変更のお知らせ

# 年金受給者のみなさまへ

- 令和7年5月以降、市区町村から戸籍に記載される氏名の振り仮名の通知書が送付されます。
- 戸籍の振り仮名を変更する場合は、年金の受取金融機関の口座名義の変更が必要となる場合があります。以下の内容をご確認ください。

## 1. ご確認ください

通知された戸籍の氏名の振り仮名を変更しますか？

変更する

変更しない

年金を受給していますか？

受給している

受給していない

金融機関の口座名義（フリガナ）の確認が必要です。

年金関係の手続は不要です。

（「2. 大切なお願いです」をお読みください）

## 2. 大切なお願いです

- 年金を受け取られている金融機関の口座名義（フリガナ）が、変更後の氏名の振り仮名※1と相違していると、年金の支払いが一時的に止まることがあります。  
※1戸籍の氏名の振り仮名を変更すると、住民票にも反映され、その情報をもとに年金記録の氏名の振り仮名も変更されます。
- 受取金融機関の口座名義の変更が必要な方に対しては、日本年金機構から「氏名変更のお知らせ」（口座名義変更のご案内）をお送りします。
- 「氏名変更のお知らせ」が届いた場合は、金融機関の窓口等で口座名義（フリガナ）の変更手続が必要です※2。

※2「氏名変更のお知らせ」が届く前に口座名義（フリガナ）を変更すると、年金の支払いが一時的に止まることがありますのでご注意ください。

ご不明な点は、日本年金機構の年金事務所へお問い合わせください。年金事務所の連絡先は、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)の「全国の相談・手続窓口」でご確認いただけます。

なお、共済組合から年金を受け取っている方は、該当の共済組合等にお問い合わせください。

## 見本

168-8505  
杉並区高井戸 3-5-24

給付 剛 様

令和XX年XX月XX日  
日本年金機構

### 氏名変更のお知らせ

この度、住民基本台帳ネットワークから氏名変更情報が提供されたことに伴い、日本年金機構で管理しているお客様の年金記録上の氏名を、住民票上の氏名に合わせて変更しました。住民票上の氏名変更は、原則、お客様から市区町村へ届出いただいた内容（「婚姻等による氏名変更の届出」または「戸籍の氏名の振り仮名変更の届出」）に基づいて行われます。

変更後の氏名のフリガナが年金振込先金融機関の口座名義と相違している場合、年金の振込ができなくなる場合がありますので、変更後の氏名をご確認いただき、以下のとおりご対応をお願いします。

基礎年金番号 : XXXX - XXXXXX

変更前の氏名	キウフ ツヨン
	給付 剛
変更後の氏名	キウフ タケシ
	給付 剛

次回の年金支払日 : 令和XX年XX月XX日

※住民票上の氏名の一部に日本年金機構で対応できない漢字が含まれている場合には、カタカナのみで登録しております。

※氏名のフリガナの小文字【ヤ、ユ、ヨ、ツ】は大文字に変換して登録しております。

#### 〈お願い事項〉

次回の年金支払日の前に、年金振込先金融機関に口座名義変更の要否をお問い合わせの上、必要に応じて、口座名義変更の手続きを行っていただくようお願いいたします。  
氏名変更に係る手続きの詳細は、同封のリーフレットをご確認ください。

なお、上記の口座名義変更の手続きが遅れた場合、一時的に年金の振込ができなくなることがあります。その場合、口座名義変更の手続き終了後に再度振込をさせていただきますので、日本年金機構から別途送付される「年金の振込についての照会」(はがき)を必ずご返送の上、再振込までしばらくお待ちくださいようお願いいたします。

# お客様の年金記録上の氏名を変更しました

## ポイント

住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）から提供される氏名変更情報を活用して、**日本年金機構**で管理している年金記録上の氏名を自動で変更しています。

## お願い事項

- ① 変更後の氏名のフリガナで年金の振込をいたしますので、次回の年金支払日の前までに金融機関へ口座名義変更の要否をお問い合わせの上、必要に応じて口座名義変更の手続きを行っていただくようお願いします。お手続きから口座名義変更まで数日かかりますので、お早めに金融機関へご連絡ください。氏名のフリガナが変更されていない方は、金融機関の口座名義変更の手続きは不要です。
- ② 年金証書の氏名を変更させていただきますので、同封の「年金証書引換届」をお近くの年金事務所へご提出ください（郵送でも受付いたします）。

年金事務所の所在地は、日本年金機構のホームページをご確認ください。  
【検索又はURLを入力】

年金事務所



【二次元コード】



<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

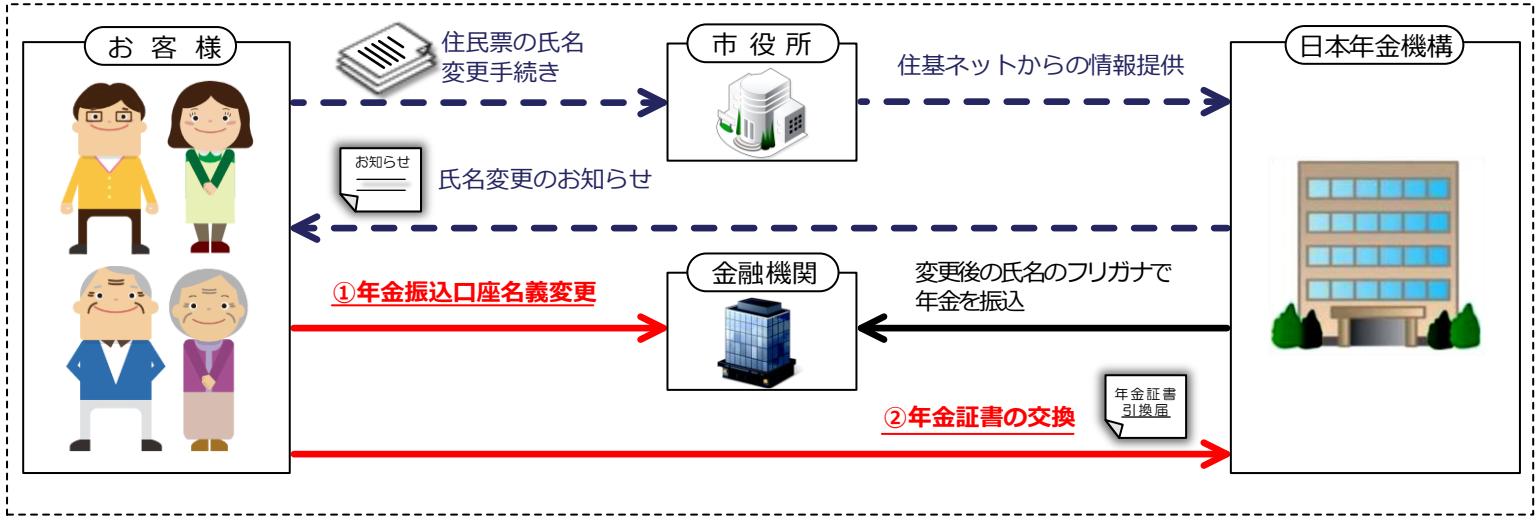
- ③ 共済組合等から支給されている年金（基礎年金を除く。）や企業年金における氏名は自動で変更されません。別途、氏名変更の手続きが必要になりますので、年金を支給している共済組合等や企業年金へお問い合わせください。

## 留意事項

- 受給権者の代わりに成年後見人等の口座を年金の振込先に指定している場合は、振込の宛名は変更されず、年金のお受け取りに影響はないため、口座名義変更の必要はありません。
- このお知らせは年金が全額支給停止中である方にもお送りしています。  
年金の支払開始後は、変更後の氏名のフリガナで年金が振り込まれます。
- 現在、年金を担保にされている方は、新しい年金証書へ交換することができないため、「年金証書引換届」を提出する必要はありません。

【今後行っていただく手続き】 →

【完了している事務の流れ】 →



## 遺族年金を受けている方へ

### 【戸籍や住民票の氏名の変更の手続きをされている方】

遺族年金の受給権者の方は、お近くの年金事務所で、氏名変更の理由によって、以下の①又は②のいずれかの手続きをお願いします（郵送でも受付いたします）。なお、2週間後までに届書をご提出いただけない場合は、年金の支払いが一時止まることがありますので、ご注意ください。

- ① 「婚姻」又は「養子縁組」の場合 ⇒ 「遺族年金失権届」  
② 「婚姻」又は「養子縁組」以外の場合 ⇒ 「遺族年金受給権者氏名変更理由届」と氏名の変更の理由を明らかにできる書類（戸籍の抄本等）

（注）「養子縁組」は、直系血族又は直系姻族の養子となった場合を除きます。

### 【戸籍や住民票の氏名の変更の手続きをされていない方】

遺族年金に関する届書の提出は不要です。年金の支払いも継続します。

※日本年金機構への届書の提出は不要ですが、変更後の氏名のフリガナと年金振込先金融機関の口座名義（フリガナ）が一致していることをご確認ください。

## よくあるご質問

Q1. すでに年金振込口座の名義を変更している場合は、何か手続きは必要ですか。

A1. お手続きがお済みの場合は、特に手続きは必要ありません。

なお、日本年金機構での氏名変更前に、金融機関での口座名義を変更されると、氏名不一致のため一時的に年金の振込ができなくなる場合があります。その場合には、変更後の氏名で再振込を行いますが、再振込にはおおよそ1ヶ月程度の期間を要します。

Q2. 「氏名変更のお知らせ」の通知を受けた後、年金の支払日までに口座の名義変更の手続きを行わず、年金が振り込まれませんでした。どうすればよいでしょうか。

A2. 金融機関で口座名義の変更手続きをしていただいた上で、日本年金機構から送付される「年金の振込についての照会」（はがき）に必要事項を記入してご返送ください。ご返送いただいた後、年金の再振込を行います。

Q3. 共済組合等から支給されている年金についても氏名変更届は不要となりますか。

A3. 共済組合等の情報は自動で変更されません。共済組合等から支給されている年金（基礎年金を除く。）については、別途、共済組合等へお手続きが必要ですので年金を支給している共済組合等へお問い合わせください。

## 年金のお問い合わせ、年金相談のご予約は、『ねんきんダイヤル』へ

お問い合わせの際は、基礎年金番号、照会番号またはマイナンバーがわかるものをご用意ください。



0570 - 05 - 1165

全国一律の通話料金でご利用いただけます。  
通話料金定額プランの対象外です。

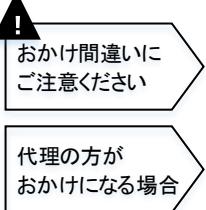
050から始まる電話番号でおかけになる場合は（東京）03-6700-1165

受付時間

月曜日※1 8:30~19:00  
火~金曜日 8:30~17:15  
第2土曜日※2 9:30~16:00

※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。

※2 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29~1/3はご利用いただけません。



以下のような操作によるおかけ間違いが発生しています。

- 「0570」の最初の「0」は省略しないでください。
- 「0570」の前に市外局番をつけないでください。
- 二親等以内の方は代理人として、通知の内容についてのみお問い合わせいただけます。
- お電話の際はご本人の基礎年金番号または照会番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要です。

○ お電話がつながりやすい時期

▶週の後半 ▶第2土曜日

▶月の後半

△ お電話がつながりにくい時期

▶月曜日など休日明け

▶お手元に通知書等が届いた直後から5日間程度